

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031 沿革 <u>平成 26 年 7 月 24 日</u> 一部改正</p>	
<p>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条)</p> <p>第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条)</p> <p>第 3 章 保険料率算定 (第 15 条)</p> <p>第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - <u>第 18 条</u>)</p> <p>第 5 章 保険料 (<u>第 19 条 - 第 20 条</u>)</p> <p>第 6 章 保険金の支払等 (<u>第 21 条 - 第 23 条</u>)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義)</p> <p>第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (<u>平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00029</u>。以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一 「中小企業者」とは、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種 (次のロからハまでに掲げる業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ハ 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ニ 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>	<p>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条)</p> <p>第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条)</p> <p>第 3 章 保険料率算定 (第 15 条)</p> <p>第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - <u>第 17 条</u>)</p> <p>第 5 章 保険料 (<u>第 18 条 - 第 19 条</u>)</p> <p>第 6 章 保険金の支払等 (<u>第 20 条</u>)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義)</p> <p>第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一 「中小企業者」とは、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種 (次のロからハまでに掲げる業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ハ 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ニ 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>	

新	旧	備考
<p>二 「非常事由」とは、約款第2条第1号から第9号までに掲げる事由をいう。</p> <p>三 「信用事由」とは、約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由をいう。</p> <p>四 「非常危険」とは、約款第2条に掲げるてん補危険のうち、非常事由によるものをいう。(証券においては「非常」と表記する。)</p> <p>五 「信用危険」とは、約款第2条に掲げるてん補危険のうち、信用事由によるものをいう。(証券においては「信用」と表記する。)</p> <p>六 「仕向国」とは、輸出契約において、輸出貨物が契約の相手方又は貨物の引取人に引き渡される国又は地域をいう。</p> <p>七 「支払国」とは、代金の支払人が所在する国又は地域をいう。</p> <p>八 「保証国」とは、輸出契約に係る債務について I L C を発行又は確認する機関、銀行等が所在する国又は地域をいう。</p> <p>九 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する輸出契約をいう。</p> <p>十 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている輸出契約をいう。</p> <p>十一 「名簿」とは、<u>海外商社名簿</u>について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063) 第1条に基づき作成された海外商社名簿をいう。</p> <p>十二 「I L C」とは、信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされている信用状であって、取り消すことができないものをいう。</p>	<p>二 「非常事由」とは、約款第2条第1号から第9号までに掲げる事由をいう。</p> <p>三 「信用事由」とは、約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由をいう。</p> <p>四 「非常危険」とは、約款第2条に掲げるてん補危険のうち、非常事由によるものをいう。(証券においては「非常」と表記する。)</p> <p>五 「信用危険」とは、約款第2条に掲げるてん補危険のうち、信用事由によるものをいう。(証券においては「信用」と表記する。)</p> <p>六 「仕向国」とは、輸出契約において、輸出貨物が契約の相手方又は貨物の引取人に引き渡される国又は地域をいう。</p> <p>七 「支払国」とは、代金の支払人が所在する国又は地域をいう。</p> <p>八 「保証国」とは、輸出契約に係る債務について I L C を発行又は確認する機関、銀行等が所在する国又は地域をいう。</p> <p>九 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する輸出契約をいう。</p> <p>十 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている輸出契約をいう。</p> <p>十一 「名簿」とは、「<u>海外商社名簿</u>について」(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063) 第1条に基づき作成された海外商社名簿をいう。</p> <p>十二 「I L C」とは、信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされている信用状であって、取り消すことができないものをいう。</p>	
<p>(適格被保険者等)</p> <p>第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人(本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。)のうち、保険契約の申込み時に中小企業者又は資</p>	<p>(適格被保険者等)</p> <p>第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人(本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。)のうち、保険契約の申込み時に中小企業者 <u>中小</u></p>	

新	旧	備考
<p>本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）である者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に<u>関与</u>し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。</p> <p>二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。</p>	<p><u>企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。</u>）又は資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）であった者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に<u>関与</u>し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。</p> <p>二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。</p>	
<p>第3条～第8条（略）</p>	<p>第3条～第8条（略）</p>	
<p>第2章 個別保証枠 第9条～第10条（略）</p>	<p>第2章 個別保証枠 第9条～第10条（略）</p>	
<p>（確認金額の許容範囲） 第11条 前条第1項の確認証を取得した後、<u>輸出契約の金額</u>が当該確認証に係る輸出契約の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の5未満の場合は、この限り<u>でない</u>。なお、確認申請手続については、第9条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>一 保険契約の申込の前に、輸出契約の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。</p> <p>二 保険契約の申込の後に、輸出契約の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。</p>	<p>（確認金額の許容範囲） 第11条 <u>輸出契約の金額</u>が前条第1項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の5未満の場合は、この限り<u>ではない</u>。なお、確認申請手続については、第9条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>一 保険契約の申込の前に、輸出契約の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。</p> <p>二 保険契約の申込の後に、輸出契約の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。</p>	
<p>（確認証の訂正等） 第12条 第10条第1項の規定により申請者に<u>回答</u>した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。</p> <p>一 確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。</p>	<p>（確認証の訂正等） 第12条 第10条第1項の規定により申請者に<u>通知</u>した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。</p> <p>一 確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>二 確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。 この場合にあつては、速やかに別紙様式第4「中小企業輸出代金保険(決済/枠戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更(確認金額の範囲内の変更に限る。)については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p>	<p>二 確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。 この場合にあつては、速やかに別紙様式第4「中小企業輸出代金保険(決済/枠戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更(確認金額の範囲内の変更に限る。)については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p>	
<p>(決済等通知書の提出等) 第13条 第10条第1項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があつたときは、当該輸出契約の相手方が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付されている場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	<p>(決済等通知書の提出等) 第13条 第10条第1項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約の支払人に変更があつたときは、当該輸出契約等の相手方が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付されている場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>	
<p>第3章 (略)</p>	<p>第3章 (略)</p>	
<p>第4章 保険の申込み (対象輸出契約) 第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～三 (略) 四 船積時又はこれに準ずる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であつて、ユーザンスが180日以下のもの 五～七 (略)</p>	<p>第4章 保険の申込み (対象輸出契約) 第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～三 (略) 四 船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であつて、ユーザンスが180日以下のもの 五～七 (略)</p>	
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>	
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>	
<p>(告知事項) 第18条 <u>約款第16条第1項に定める告知事項には以下の事項を含む</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>ものとする。</u> <u>一 輸出契約の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生したことがある。</u> <u>二 輸出契約の相手方又は代金の支払人が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</u></p>		
<p>第5章 保険料 (保険料の納付方法) 第19条 保険契約者は、中小企業輸出代金保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第17条第1項に規定する輸出契約の重大な内容変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、<u>同条第1項の通知を行った時に一括して納付するものとする。</u></p>	<p>第5章 保険料 (保険料の納付方法) 第18条 保険契約者は、中小企業輸出代金保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第17条第1項に規定する輸出契約の重大な内容変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、<u>次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</u> <u>一 日本貿易保険が同条第6項の承認をした場合にあつては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</u> <u>二 前号に掲げる場合以外にあつては、日本貿易保険が同条第2項ただし書きの規定による承認をした時</u></p>	
<p>(決済期限前の決済及びフォーフェイティングの取扱い) 第20条 <u>決済期限前に決済が行われたことは、輸出契約における内容変更等とみなす。</u></p>	<p>(決済期限前の決済) 第19条 決済期限前に決済が行われたことは、約款第19条第3項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。</p>	
<p><u>2 フォーフェイティングが実行されたことは、約款第19条第3項に規定する合理的理由による保険期間の短縮に該当する。ただし、輸出契約全体について実行された場合に限る。</u></p>		
<p>第6章 保険金の支払等 (事故発生日及び事故確定日) 第21条 (略)</p>	<p>第6章 保険金の支払等 (事故発生日及び事故確定日) 第20条 (略)</p>	
<p>第7章 輸出契約の内容の変更等 (内容変更等通知期限) 第22条 <u>約款第17条第1項に規定する内容変更等通知期限は、次の各号とし、証券記載の期限とする。</u> <u>一 船積実行日をユーザンスの起算点とする決済の場合は、船積予定日に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日とす</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>る。</u> <u>二 上記以外の場合は、決済予定日とする。</u></p>		
<p><u>(重大な内容変更等の保険契約変更効力発生日)</u> <u>第23条 約款第17条第2項に規定する重大な内容変更等の保険契約変更効力発生日は、次の各号に定める日とする。</u> <u>一 保険期間の延長(約款第17条第1項第1号及び第2号のうち最終ユーザンスの変更又は最終決済予定日の延期をいう。)</u> <u>輸出契約において当該重大な内容変更等が生じた日</u> <u>二 前号に該当する場合以外 約款第17条第1項に規定する通知を日本貿易保険が受理した日</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>		